

須賀川市泉田地区農山漁村再生可能エネルギー法協議会規約

(名称)

第 1 条 この協議会は、須賀川市泉田地区農山漁村再生可能エネルギー法協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 協議会は、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成 25 年法律第 81 号。次条第 1 号において「法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、同法第 5 条第 1 項に規定する農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）の作成及びその実施に関し必要な事項について協議を行うことを目的とする。

(協議事項)

第 3 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 法第 5 条第 2 項及び第 3 項に規定する基本計画の記載事項の内容
  - (2) 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域における再生可能エネルギー発電設備の整備及び当該整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する協議会の委員の役割分担
  - (3) 再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者が農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 5 条第 2 項第 1 号ロに掲げる農地又は採草放牧地（農地法施行令（昭和 27 年政令 445 号）第 13 条各号に掲げる農地又は採草放牧地を除く。）の転用を含む設備整備計画を作成しようとする場合にあっては、当該設備整備計画に定めようとする農林漁業の健全な発展に資する取組の内容
  - (4) 再生可能エネルギー発電設備の撤去時における撤去費用の負担及びその確保の方法、土地等の原状回復の方法、その他再生可能エネルギー発電設備の撤去及び現状回復に関する事項
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、基本計画の作成及び変更並びに基本計画の実施に関すること
- 2 前項各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げる事項を協議することができる。
- (1) 災害時における病院又は学校等公共施設への電力の優先供給等再生可能エネルギーの活用方法
  - (2) 地域の再生可能エネルギーファンドへの出資、地元企業による発電設備の設置工事やメンテナンスの請負等再生可能エネルギー発電事業への農林漁業者等、地元住民、地元の施工業者等の参加
  - (3) その他、基本計画作成等に関し協議会が必要と認める事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会の委員は、別表に掲げるものをもって構成する。

- 2 委員の任期は2年間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は再任されることを妨げない。
- 4 協議会は、必要に応じて、前条の協議事項を専門的に検討する組織を設けることができる。
- 5 前項の組織に関し、必要な事項は会長が別に定める。

(役員の数及び選任)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- 2 会長は、須賀川市経済環境部長の職にある者をもって充てる。
- 3 副会長は、会長が指名する。

(役員の職務)

第6条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

第7条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、あらかじめ会長に代理の者を報告することにより、代理の者を出席させることができる。
- 4 会議の議事は、原則として出席者全員の合意形成が図られることをもって決するものとする。
- 5 協議会は、委員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(議事録)

第8条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

- 2 議事録は原則として公表することとし、事務局で閲覧させるとともにホームページに提示することによりこれを行う。ただし、個人情報、法人その他の団体又は個人の営業に関する情報等であって、公表された場合、特定の者に不利益が生じるおそれがあるものは公表しないものとする。

(協議結果の尊重義務)

第9条 会議において協議が調った事項について、委員は、その協議結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第 10 条 協議会の業務を執行するため、須賀川市経済環境部に事務局を置く。

2 事務局に事務局長を置き、須賀川市環境課長の職にある者をもって充てる。

3 協議会の庶務は、事務局長が総括し、及び処理する。

(規約の変更等)

第 11 条 この規約を変更する場合には、会議において出席者全員の承認を受けるものとする。

(補則)

第 12 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

## 別表

区 分	所 属	備 考
発 電 事 業 者	株式会社ネオナイト	
農 林 漁 業 者	株式会社ジェイラップ	
農 林 漁 業 団 体	ふくしま中央森林組合	
関 係 住 民	泉田区	
学 識 経 験 者	須賀川農業普及所	
須 賀 川 市	経済環境部	